第4章 環境保全への配慮の基本的考え方

1 環境保全への配慮の検討時期

(1)早期段階における環境保全への配慮

事業計画の熟度が高まった段階で環境保全対策の検討に取りかかったような場合には、 適切な対策が組み込まれず、環境への重大な影響が懸念される事態も予想され、事業計画 そのものの大幅な変更・手戻りを生じるおそれがあります。このため、事業計画の早期段 階で環境保全の配慮を検討することが必要です。

これらの検討に際しては、環境保全上の課題などを把握するためにも、できるだけ早い 段階から専門家や地域住民などの意見を聴くことが必要です。

(2)自然環境分野における早期配慮の重要性

自然環境分野のうち、特に生態系に関しては、まとまりを持った生態系を残すという観点から、事業の立地・配置あるいは規模・構造に関わる環境保全対策が最も重要です。したがって、事業における改変地と生態系の保全上重要であると位置付けられる場のおおよその位置関係などは、事業の基本構想段階や基本計画段階までに把握し、極力早い段階において自然環境の保全のための措置の検討を始めておく必要があります。

なお、現地調査を実施する場合、自然環境に関する情報は、四季を通じた調査が必要な ものがあるなど時間をかけないと明らかにならない場合が多いことに留意が必要です。

2 環境保全対策

(1)環境保全対策の内容

環境保全への配慮を行うための対策(環境保全対策)は、以下のとおり、「回避」、「低減」、「代償」の3種類に概ね区別できます。

ア回避

行為(環境影響要因となる事業行為)の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえます。具体的には、事業の中止、事業内容の変更(一部中止)事業実施区域やルート変更などがあります。つまり、影響要因またはそれによる環境への影響を発現させない措置といえます。

イ 低減

低減には、環境影響の「最小化」、「修正」、「軽減/消失」といった環境保全対策が含まれます。「最小化」とは、行為の実施の程度または規模を制限することによって影響を最小化すること、「修正」とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生または回復することにより影響を修正すること、「軽減/消失」とは、行為期間中、環境の保護及び維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減または消失させることです。要約すると、何らかの手段で影響要因または影響の発現を最小限に抑えること。または、発現した影響

を何らかの手段で修復する措置といえます。

ウ代償

損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することなどにより、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償するための措置です。つまり、消失するまたは影響を受ける環境にみあう価値の場や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和させる措置といえます。

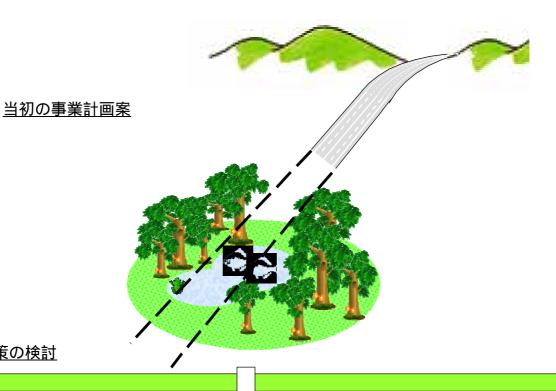
(2) 優先順位

事業用地や路線の選定、事業規模の設定にあたっては、次の優先順位で環境保全に関する配慮の検討を行います。

事業による環境影響が及ぶと予測され、環境保全対策を講じる必要があると判断される環境要素に関し、その影響を「回避」または「低減」するための措置を検討します。

による回避または低減措置の効果が十分でないと判断された場合、もしくは不可避の理由により回避または低減措置が不可能であると判断された場合に、はじめて、「代償」措置を検討します。

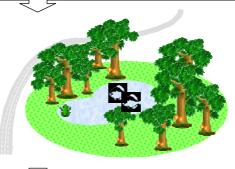
本章は、「生物の多様性分野の環境影響評価技術(III)」(平成13年9月 生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会編)における「第 部 第1章 2 環境保全措置」を参考に作成したものです。



環境保全対策の検討

回避

環境影響要因となる事業行為の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないこと。



事業の一部中止

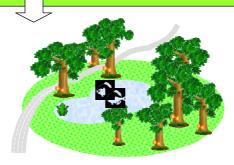
事業実施区域やルートの

変更など

優

先 低減

何らか手段で影響要因または影響の発現を最小限に 抑えること。または、発現した影響を何らかの手段 で修復すること。



事業の程度や規模を制限 構造、工法を工夫 工事終了後の緑化 など

代償

回避又は低減が困難である場合に、損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することなどにより、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償すること。

